

令和4（2022）年度

とちぎの伝統工芸品新商品開発支援事業  
デザイナー派遣事業の手引き

栃木県産業労働観光部工業振興課

# 目 次

1	事業の概要	1
(1)	申請対象者	1
(2)	支援期間	1
(3)	認定予定件数	1
(4)	事業の仕組み	1
2	申請手続	2
3	支援事業の認定	2
(1)	認定方法	2
(2)	評価基準	2
(3)	ヒアリング面談の実施	2
(4)	認定の時期及び通知	3
(5)	その他	3
4	事業認定後の手続等	3
(1)	派遣決定	3
(2)	状況報告	3
(3)	実績報告	3
(4)	派遣経費の支払い	3
(5)	成果発表	4
5	注意事項	4

本事業は、本県伝統工芸品製造者の持つ技術等を活かして現代の生活様式にあわせた新商品の開発を希望する伝統工芸品製造者を代表とする個人、事業者またはグループにデザイナーを派遣し、新商品づくりを目的とした製造者個人またはグループの活動支援を行うことを目的とします。

令和4（2022）年度のデザイナー派遣について、次のとおり募集しますのでご案内します。

なお、申請された事業計画については、ヒアリング面談及び選考委員会による審査を行い、その結果、認定された者（以下、「認定事業者」といいます。）にデザイナーを派遣します。

## 1 事業の概要

### (1) 申請対象者

栃木県伝統工芸品製造者を代表とする個人、事業者またはグループ

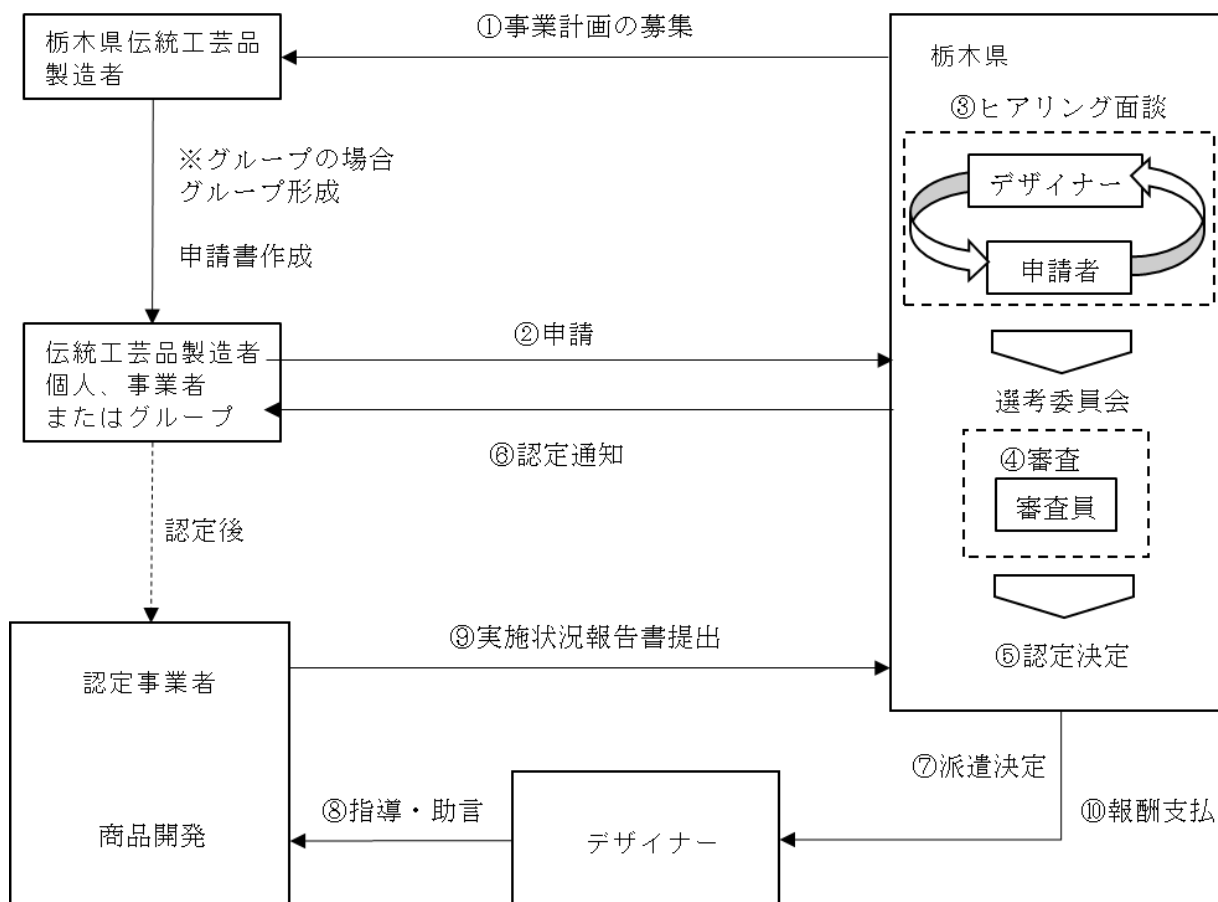
### (2) 支援期間

デザイナーの派遣期間は、1年度以内とし、デザイナーの派遣は月1回計6回を目安としてデザイナーを派遣します。（予算の範囲内で実施）

### (3) 認定予定件数

最大3者

### (4) 事業の仕組み



## 2 申請手続

### (1) 申請者

申請は、必ず代表者である栃木県伝統工芸品の製造者が行ってください。

### (2) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとし、正本1部を提出してください。また、正本をコピーし、控えを1部保管してください。※データでの提出も可

- ・とちぎの伝統工芸品新商品開発支援事業（デザイナー派遣事業）実施要領 様式第1（別紙含む）
- ・事前ヒアリングカルテ

### (3) 募集期間

令和4（2022）年5月17日（火）～令和4（2022）年6月15日（水）必着

※持参、郵送、FAXまたはメールにて提出ください。

### (4) 提出先及び問合せ先

栃木県産業労働観光部工業振興課 地域産業担当（事務局） 担当：江口・高嶋

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 6F南側

kougyou@pref.tochigi.lg.jp

TEL:028-623-3198 FAX:028-623-3945

### (5) その他

申請書に不備がないようにお願いします。

応募に際してのご相談は、随時受け付けますので、お気軽にお問合せください。

※直接お越し頂いて相談したい場合には、事前に御連絡ください。

## 3 支援事業の認定

### (1) 認定方法

事業者の認定は、デザイナーと申請者でのヒアリング面談及び選考委員会での評価結果を踏まえて行います。

評価は、提出された認定申請書により行いますが、個別に内容を確認させていただく場合もあります。

### (2) 評価基準

#### ア 活動意欲

本事業を意欲的に、完了まで遂行する意思があること。

#### イ 活動内容

新しい取組を検討できていること。

#### ウ 活動計画

事業を期間内に完了する計画をできていること。

## エ 将来の展望

既成概念にとらわれない発想力を持っていること。

### (3) ヒアリング面談の実施

申請締め切り後、デザイナーによるヒアリング面談を栃木県庁内にて実施します。同日、事業の説明会も行う予定です。応募事業者は必ず出席をしてください。

なお、実施予定日は令和4（2022）年6月22日（水）ですが、申請数によっては複数日に分けて実施をする等、変更の可能性があります。詳細については、別途事務局から申請者へ連絡します。

また、事業計画の認定に係る選考委員会の実施にあたり、追加資料の提出を求めることがありますので、予めご承知おきください。

### (4) 認定の時期及び通知

認定は、令和4（2022）年6月下旬以降を予定しています。

認定の可否については、栃木県から認定事業者に直接お知らせします。

### (5) その他

提出書類は、事業の認定のためにのみ使用します。事業認定申請書の返却はしませんのでご注意ください。

## 4 事業申請後の手続等

### (1) 派遣決定

事業者の認定後、県から認定事業者に対してデザイナーの派遣決定を行います。

また、申請内容について、変更が生じる場合は、予め、変更申請を行い知事の承認を得ることが必要となりますので、事前に事務局へお問合せください。

### (2) 状況報告

認定事業者は、派遣1回ごとに、デザイナーと活動内容についてすり合わせたのち、活動状況報告書（様式第3）に記載し、10日以内に事務局宛て提出してください。

### (3) 実績報告

事業が完了したら、デザイナーと認定事業者の両者で実績報告書（様式第5）を作成し事務局宛て提出してください。

なお、事業は原則として令和5（2023）年2月中に完了してください。

### (4) 派遣経費の支払い

県は、認定事業者から活動状況報告書の提出を受け、活動状況を確認した後、デザイナーへ謝金を支払います。

なお、デザイナー謝金等の支払いは、原則として、デザイナーのあらかじめ指定した口座に各派遣後、支払うものとする。

## (5) 成果発表

令和5（2023）年3月中に成果発表会を実施する予定ですので、認定事業者は必ず出席をしてください。なお、事業成果をPRするための動画を県の負担により製作予定ですので、デザイナーと協力の上、製作にあたってください。本動画は事業終了後も利用できますので活用してください。

## 5 注意事項

以下の点について、御理解いただける場合にのみ、申請をすることができます。

- (1) 本事業は、利益を保証するものではありません。また、「新商品開発」を主目的とする事業ですが、必ずしも有形の物（商品）ではなく、仕組みやアイデア創り、コラボレーション事業実施、ブランド創設等を行う場合もあります。
- (2) デザイナー派遣費用及び成果発表動画製作費用以外の経費は、認定事業者負担となります。
- (3) 派遣するデザイナーは来年度以降の認定事業者の事業や経営にも影響しうる中長期的な助言も行うことがあります。ただし、県によるデザイナー派遣事業は単年度の事業となりますので、翌年度以降も派遣事業で得られた成果を継続する場合には、次のいずれかのパターンが考えられます。
  - ・再度デザイナー派遣事業に申請し認定を受ける。  
(来年度以降もデザイナー派遣事業を県が行うかどうかは、現時点では確約出来かねます。)
  - ・県のデザイナー派遣事業とは別に、派遣するデザイナーとの関係性を継続する。  
(この場合、内容によっては、デザイナーとの間で費用が発生することも考えられます。また、デザイナーとの間で生じたトラブル等については、県は一切の責任を負いかねます。)